

令和2年度小金井市一般廃棄物処理計画

～循環型都市『ごみゼロタウン小金井』を目指して～



令和2年4月1日

小金井市環境部ごみ対策課

目次

はじめに.....	1
計画の位置づけ.....	1
第1章 一般廃棄物処理計画の実施状況.....	2
1. 平成30年（2018年）度までの一般廃棄物処理量.....	2
2. 平成31年（2019年）度一般廃棄物処理計画に掲げた施策.....	3
第2章 令和2年（2020年）度一般廃棄物処理計画.....	8
1. 一般廃棄物処理計画.....	8
2. 施策の展開.....	9
第3章 ごみ処理体制.....	14
1. 家庭系一般廃棄物.....	14
2. 事業系一般廃棄物.....	18
第4章 ごみ処理施設に関する事項.....	21
1. 可燃ごみ処理施設.....	21
2. 不燃・粗大ごみ処理施設.....	21
3. 最終処分場・エコセメント化施設.....	21
第5章 動物の死体処理について.....	22
1. 市へ届け出るもの.....	22
2. 市が収集するもの.....	22
3. 処理方法.....	22
第6章 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について.....	23
1. 市が収集しない一般廃棄物について.....	23
2. 処理方法の変更.....	23
3. 災害廃棄物について.....	23
第7章 生活排水処理について.....	24
1. 収集運搬.....	24
2. 処理.....	24

別紙 令和2年（2020年）度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図

発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を

はじめに

小金井市（以下「本市」という。）では、令和2年3月に「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（計画期間令和2～12年度。以下「基本計画」という。）を策定し、発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安全・安心・安定的な適正処理の推進を基本方針として、「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指して取り組んでいます。

本市の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的として、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合において、令和2年（2020年）4月から共同処理がはじまりました。施設の所在する日野市の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。本市としては、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。

また、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰については、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクル処理されています。施設の所在する日の出町の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

一方、不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、施設の老朽化に伴い、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図るため、平成30年（2018年）3月に「小金井市清掃関連施設整備基本計画」を策定し、二枚橋焼却場跡地（東町）と中間処理場（貫井北町）を建設予定地として事業を進めています。二枚橋焼却場跡地には、不燃・粗大ごみの積替え・保管施設を整備し、令和3年（2021年）度中の稼働開始を目指しています。また、中間処理場には、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源物処理施設を整備し、令和6年（2024年）度中の稼働開始を目指しています。建設予定地周辺住民及び関係者に感謝申し上げます。

循環型社会の形成を目指すとともに、市内外の各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、より一層のごみの減量及び資源化に努めていくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、基本計画に基づいて、市民・事業者・行政が一体となって、発生抑制を最優先に取り組むことで最大限のごみ減量を目指し、令和2年度一般廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定した基本計画を具体的に実施するために年度ごとに定める実施計画です。

第1章 一般廃棄物処理計画の実施状況

1. 平成30年（2018年）度までの一般廃棄物処理量

平成30年（2018年）度までの一般廃棄物処理量を以下に示します。

（1）一般廃棄物排出量（項目別）の推移

単位：t

	分別区分	H26	H27	H28	H29	H30
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	12,291	12,331	12,138	11,600	11,631
	燃やさないごみ	1,461	1,537	1,531	1,442	1,440
	プラスチックごみ	2,240	2,225	2,232	2,263	2,254
	粗大ごみ	908	906	914	900	918
	有害ごみ	37	37	38	39	40
	資源物	7,981	7,991	8,229	8,655	8,555
	集団回収	1,578	1,603	1,637	1,599	1,534
	小計	26,496	26,630	26,719	26,498	26,372
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	286	369	377	364	390
	燃やさないごみ	7	7	6	4	6
	小計	293	376	383	368	396
合計		<u>26,789</u>	<u>27,006</u>	<u>27,102</u>	<u>26,866</u>	<u>26,768</u>

※ 家庭系一般廃棄物とは、家庭系ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ）と資源物（古紙・布・空き缶・びんなど）と集団回収を合わせたごみ排出量です。

（2）市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量（項目別）の推移

単位：g/人・日

	分別区分	H26	H27	H28	H29	H30
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	287	286	279	265	263
	燃やさないごみ	34	36	35	33	33
	プラスチックごみ	52	52	51	52	51
	粗大ごみ	21	21	21	21	21
	有害ごみ	1	1	1	1	1
	資源物	186	185	189	198	193
	集団回収	37	37	38	37	35
	小計	619	617	614	605	596
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	7	9	9	8	9
	燃やさないごみ	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
	小計	7	9	9	8	9
合計		<u>626</u>	<u>626</u>	<u>623</u>	<u>613</u>	<u>605</u>

※ 四捨五入による表示をしているため、合計と一致しない場合があります。

2. 平成31年（2019年）度一般廃棄物処理計画に掲げた施策

平成31年（2019年）度一般廃棄物処理計画では、ごみの減量及び資源化の推進に向けて、優先して取り組む施策及び継続させて取り組む施策を掲げました。

（1）発生抑制を最優先とした3Rの推進

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、「ごみを出さないライフスタイルの推進、リユースの推進、分別の徹底、資源循環システムの構築、啓発活動の強化、環境教育・環境学習の推進、地域におけるひとつづくり・まちづくりの促進、拡大生産者責任の追及、事業活動における3Rの推進、市施設における3Rの推進」という10の計画項目を定めて各施策の展開を図るとともに、ごみを出さない各施策を日常生活に定着させるための啓発活動として、市報ごみ減量・リサイクル特集号やスマートフォン用ごみ分別アプリケーションによる広報に取り組みました。

中でも計画項目「1 ごみを出さないライフスタイルの推進」を「優先実施」と位置づけ、食品ロスの削減に関する取り組みとして、家庭で余っている食品を集め、NPO法人や社会福祉協議会を通じてフードバンクや福祉施設に寄付するフードドライブ事業を実施しました。また、食品ロスの削減に協力する飲食店や事業所等を認定することで、事業所等における食品ロス削減への意識を高めると同時に市民への啓発を行う食品ロス削減推進協力店・事業所認定制度を開始したほか、宴会などの際、開始からの20分間と終了までの20分間を、自分の席に着座して残さず食べる運動として「小金井市食品ロス削減プロジェクト2020運動」を開始し、市報などによる周知を図りました。

各施策の実施状況は、以下のとおりです。

施策表の表記について

優先度の高い順に、【優先実施】【重点実施】【継続実施】と区分けしています。

【優先実施】…喫緊の課題として特に強化して取り組むべき施策

【重点実施】…重視して取り組む施策

【継続実施】…継続して取り組む施策

計画項目／取組内容	具体的な取組
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">1 ごみを出さないライフスタイルの推進</div> <p>【優先実施】 (1) ライフスタイル変革への支援 (2) ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進 (3) 食品ロス削減の推進 (4) 生ごみの水切り及び自家処理の推進 (5) マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進</p>	<p>広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）</p> <p>学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）</p> <p>フードドライブの実施</p> <p>食品ロス削減推進協力店認定事業の検討</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">2 リユースの推進</div> <p>【継続実施】 (1) リユースルートの構築と円滑な運用を推進</p> <p>【重点実施】 (2) くつ・かばん類の効果的回収や有効活用の推進 (3) リユース食器の有効活用 (4) リユース活動の支援と周知 (5) リユース施策の調査・研究</p>	<p>広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）</p> <p>学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）</p> <p>有効利用先の確保（リユースできるもの）</p> <p>くつ・かばん類を含む、分別区分及び回収方法の見直しの検討</p> <p>リユース食器無料貸出し</p> <p>リユース事業の在り方の検討</p> <p>リユース推進施策の調査・研究</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">3 分別の徹底</div> <p>【継続実施】 (1) 組成分析の実施</p> <p>【重点実施】 (2) 正しい分別方法の周知 (3) 清掃指導員による分別指導の徹底</p>	<p>広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）</p> <p>学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）</p> <p>組成分析</p> <p>ごみ相談員（ごみゼロ化推進員）との連携</p> <p>分別方法の見直しの検討</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">4 資源循環システムの構築</div> <p>【重点実施】 (1) 資源物の戸別・拠点回収の充実 (2) 資源化ルートの構築と円滑な運用を推進 (3) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進 (4) 生ごみ堆肥化事業の推進 (5) 枝木・雑草類・落ち葉の有効利用</p> <p>【継続実施】 (6) 未活用資源（可燃ごみに含まれる資源化可能物）の有効利用方策の調査・研究</p>	<p>広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等）</p> <p>学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）</p> <p>資源物戸別・拠点回収</p> <p>有効利用先の確保（資源物）</p> <p>家庭用生ごみ減量化処理機器購入費補助</p> <p>大型生ごみ処理機器購入費補助</p> <p>大型生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱見直しの検討</p> <p>ごみゼロ化推進員との情報交換</p> <p>夏休み生ごみ投入リサイクル事業の推進</p> <p>市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業の支援</p> <p>地域の農業者やＪＡ・市内農産物取扱店との連携</p> <p>廃食油の回収・資源化に向けた事業化の検討</p> <p>難再生古紙拠点回収箇所の拡大</p> <p>小型充電式電池の回収・資源化に向けた検討</p>

計画項目／取組内容	具体的な取組
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">5 啓発活動の強化</div> 【重点実施】 (1) 広報媒体を活用した啓発活動の強化 (2) 分かりやすい広報媒体の作成 (3) キャンペーンの実施 (4) イベントへの出展 (5) 転入者への啓発強化 (6) 効果的な啓発活動の調査・検討	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等） ごみ減量キャンペーンの実施 イベント（市民まつり）への出展 転入者への啓発強化 効果的な啓発活動の調査・研究 ごみ減量キャラクターの活用方法の見直し
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">6 環境教育・環境学習の推進</div> 【重点実施】 (1) 小・中学校における環境教育の推進 (2) 町会・自治会・子供会・その他団体などへの環境学習の推進 (3) 情報の提供	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） 学習機会の提供（出張講座、施設見学会、イベント等）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">7 地域におけるひとつづくり・まちづくりの促進</div> 【重点実施】 (1) ごみゼロ化推進員による活動の推進 (2) ごみ相談員制度の認知度向上 (3) 集団回収事業の支援 (4) 市民・事業者・行政の連携体制の強化	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） ごみゼロ化推進会議（総会・全体会・役員会・運営委員会）の開催支援 ごみゼロ化推進員との情報交換 町会・自治会・子供会への働きかけ 地域ネットワークの構築
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">8 拡大生産者責任の追及</div> 【重点実施】 (1) 拡大生産者責任の追及 (2) 事業者と行政の役割分担の見直し	国・都への働きかけ
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">9 事業活動における3Rの推進</div> 【重点実施】 (1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進 (2) 事業系ごみの発生抑制の推進 (3) 事業系ごみのリユース・リサイクルの推進 (4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5) リサイクル推進協力店認定事業所の拡大 (6) 店頭回収の推進	広報媒体活用の充実（チラシ、市報、市ホームページ、スマートフォン等） 個別指導 リサイクル推進協力店認定事業の推進 自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">10 市施設における3Rの推進</div> 【重点実施】 (1) 小金井市施設ごみゼロ化行動計画の推進 【継続実施】 (2) 進捗状況・実績報告の公表	庁内向け検査の実施及び結果公表 市職員に対する啓発

(2) 安全・安心・安定的な適正処理の推進

安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収集運搬の推進、可燃ごみの共同処理に向けた整備、廃棄物関連施設の整備、埋立処分量・焼却灰の削減」という4つの計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

計画項目／取組内容	具体的な取組
1 安全・安心・安定的な収集運搬の推進 (1)安全・安心・安定的な収集運搬体制の確保 (2)ふれあい収集の推進	収集運搬体制の確保 ふれあい収集
2 可燃ごみの共同処理に向けた整備 (1)可燃ごみ処理施設の整備 (2)広域支援による可燃ごみの処理	浅川清流環境組合構成市としての責任履行 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づく広域支援の要請 3市ごみ減量市民会議での減量施策等の検討
3 廃棄物関連施設の整備 (1)不燃・粗大ごみ中間処理場の更新 (2)廃棄物関連施設の在り方の検討	中間処理場施設更新を含む廃棄物関連施設の将来の処理機能及び再配置の計画に基づく事業の推進
4 埋立処分量・焼却灰の削減 (1)埋立処分量・焼却灰の最少化 (2)適正な分別排出 (3)広域的な連携	東京たま広域資源循環組合構成市としての責任履行 広報媒体活用による周知

(3) 廃棄物処理を支える体制の確立

廃棄物処理を支える体制の確立に向けて、「災害発生時の対応に向けた体制整備、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携、収集・処理しない廃棄物への対応」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

計画項目／取組内容	具体的な取組
1 災害発生時の対応に向けた体制整備 (1)小金井市地域防災計画及び小金井市災害廃棄物処理計画に基づく災害時体制の整備 (2)小金井市地域防災計画及び小金井市災害廃棄物処理計画に基づく処理応援の要請	災害時体制の整備 「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集運搬業者と継続して締結 災害廃棄物処理計画に基づく災害廃棄物処理マニュアルの策定 災害廃棄物処理マニュアルに基づく図上訓練等の検討
2 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 (1)多摩地域の自治体・一部事務組合との連携 (2)国・都との連携	綿密な連携による情報の共有
3 収集・処理しない廃棄物への対応 (1)情報の提供 (2)関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備	広報媒体を活用した最新情報の提供 専門に取り扱う業者との情報交換

(4) 生活環境保全の推進

生活環境保全の推進に向けて、「不法投棄防止体制の確立、環境負荷低減の推進」という2つの計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

計画項目／取組内容	具体的な取組
1 不法投棄防止体制の確立 (1)パトロールの強化 (2)不法投棄防止対策の推進 (3)市民・事業者・その他関係機関との連携強化	定期的なパトロールの実施 啓発看板（不法投棄厳禁・犬のフン禁止）の配布・設置など個別案件への対応 市民・事業者・その他関係機関との連携強化 主管部署と連携し、空き家に対する不法投棄防止の徹底
2 環境負荷低減の推進 (1)低公害車の導入 (2)グリーン購入の推進	低公害車の積極的な導入及び関係者への協力要請 グリーン購入の推進

(5) 計画の実効性を高める仕組み

計画の実効性を高めるための仕組みづくりに向けて、「計画の進行管理の実施、ごみ処理コストの検証」という2つの計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

計画項目／取組内容	具体的な取組
1 計画の進行管理の実施 (1)進捗状況の点検・評価	自己評価及び小金井市廃棄物減量等推進審議会にて点検・評価
2 ごみ処理コストの検証 (1)一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 (2)環境基金の有効活用	コスト管理 情報の公開 環境基金の有効活用

第2章 令和2年（2020年）度一般廃棄物処理計画

1. 一般廃棄物処理計画

本年度及び令和12年（2030年）度における一般廃棄物処理計画（量）を、以下に示します。

（1）一般廃棄物処理計画（量）

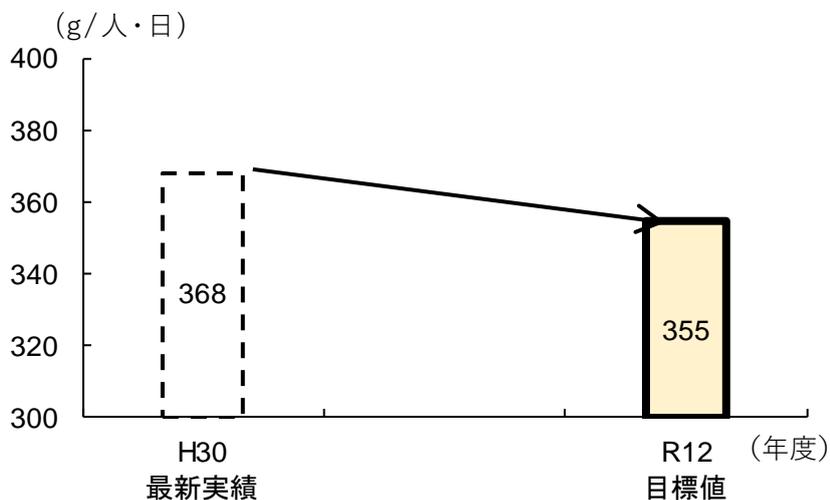
単位：t

	分別区分	H30（参考）	R2	R12
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	11,631	11,636	11,045
	燃やさないごみ	1,440	1,444	1,399
	プラスチックごみ	2,254	2,265	2,253
	粗大ごみ	918	923	917
	有害ごみ	40	40	40
	資源物	8,555	8,617	8,762
	集団回収	1,534	1,542	1,533
	小計	26,372	26,466	25,950
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	390	2,392	2,379
	燃やさないごみ	6	6	6
	小計	396	2,398	2,385
合計		<u>26,768</u>	<u>28,864</u>	<u>28,335</u>

※ 四捨五入により表示をしているため、合計と一致しない場合があります。

（2）目標値（市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量）

基本計画においては、家庭系一般廃棄物（燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物、集団回収）から資源物と集団回収を除いた市民1人1日当たりの「家庭系ごみ排出量」を目標値として設定しています。



2. 施策の展開

基本計画に基づき、「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「安全・安心・安定的な適正処理の推進」を基本方針として各施策の展開を図ります。

基本方針「発生抑制を最優先とした3Rの推進」では、「ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）」、「再使用の促進（リユース）」、「資源循環システムの構築（リサイクル）」、「分別・啓発活動の強化」、「環境教育・環境学習の推進」、「地域における3Rの推進」、「事業活動における3Rの推進」、「行政における3Rの推進」の8つを計画項目として定め、取組を展開します。

基本方針「安全・安心・安定的な適正処理の推進」では、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進」、「安全・安心・安定的な処理・処分の推進」、「廃棄物処理を支える体制の確立」の3つを計画項目として定め、取組を展開します。

（1）発生抑制を最優先とした3Rの推進

本市の長年にわたる重要な課題であった可燃ごみの処理については、令和2年（2020年）4月から日野市、国分寺市とともに、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において共同処理がはじまりました。また、不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、新施設の整備を進めています。各処理施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するために、引き続きごみ減量と資源化に取り組むことが必要です。

ごみの減量と資源化を進めるためには、ごみや環境への関心が低い人や転入者の意識向上を図るとともに、取組への参加を促す対策を強化し、支援することが重要です。また、ごみ減量や分別に関心があり、既に取り組んでいる人に対しても、更に減量化を進めることができるよう様々な支援を行わなければなりません。また、事業者にも働きかけを行い、ごみの減量に向けた意識改革を行うことが必要です。

基本計画では、本市における課題を踏まえ、各取組内容を「充実」、「強化」、「重点」に区分しています。各計画項目において、特に重点的に取り組むべき施策を「重点」と位置づけ、これらの施策については、積極的に施策の展開を図ります。重点と位置つけた取組内容には、ごみになるものを元から減らし資源を有効活用するために、本来食べられるのにもかかわらず廃棄されている食品（食品ロス）の削減を推進する「食品ロス削減の推進」などがあります。また、計画項目「環境教育・環境学習の推進」については、マイクロプラスチックを始めとして社会問題となっているプラスチックごみや、分別の必要性など、ごみの減量化への意識改革に向けた啓発は特に重要であるとして、計画項目全体を重点と位置づけ施策の展開を図ります。

令和2年度に取り組む各施策については、次のとおりです。

施策表の表記については、【充実】、【強化】、【重点】と区分けしています。

【充実】…既存の枠組みの中での向上を伴う施策

【強化】…既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策

【重点】…強化の中でもより重点的に取り組むべき施策

具体的な取組に関しては、取組内容毎に記録を行い、次年度の処理計画に活用していきます。

計画項目	取組内容	具体的な取組 例	年度の活動目標
1. ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）			
	(1) 食品ロス削減の推進 【重点】	・学習機会の提供、フードドライブの実施 ・食品ロス削減推進計画策定 等	食品ロス対象ごみ量の把握
	(2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進 【強化】	・水切りや自家処理に関する広報・啓発 等	水切り・自家処理認知度の向上
	(3) マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進 【強化】	・レジ袋・ペットボトル等、使い捨て品の削減に関する広報・啓発 等	レジ袋受け取り実態の把握
	(4) ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発 【強化】	・リデュース全般に関する広報・啓発 等	市民意識の向上
2. 再使用の促進（リユース）			
	(1) リユースルートの構築と円滑な運用の推進 【重点】	・リユース事業の在り方の検討 等	施設の設計及び運用方針の検討
	(2) くつ・かばん類の有効活用の推進 【強化】	・くつ・かばん類の拠点回収実施 等	拠点回収方法・場所等の検討
	(3) リユース食器の有効活用 【充実】	・リユース食器の無料貸し出し 等	貸出件数の増加方法の検討、試行
	(4) リユース活動を推進するための周知・啓発 【充実】	・リユース全般に関する広報・啓発 等	リユース施策認知度の向上
3. 資源循環システムの構築（リサイクル）			
	(1) リサイクルルートの構築と円滑な運用の推進 【強化】	・効率的な資源化ルートの検討 ・リサイクル全般に関する広報・啓発 等	リサイクル可能品目の検討、試行
	(2) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用促進 【充実】	・生ごみ減量化処理機器使用状況調査の実施 ・補助制度の見直しの検討 等	調査結果の整理、課題抽出、見直し検討
	(3) 生ごみ資源化施策の推進 【重点】	・生ごみ投入リサイクル事業の実施 ・新たな資源循環施策の調査・研究 等	生ごみ投入リサイクル事業の実施、事業の見直し検討

計画項目	取組内容	具体的な取組 例	年度の活動目標
4. 分別・啓発活動の強化			
	(1)正しい分別方法の周知と徹底 【強化】	・ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリケーションの広報・啓発 等	認知度調査方法等の確立
	(2)清掃指導員による分別指導の徹底 【強化】	・戸別訪問による分別指導実施 等	分別指導の強化
	(3)わかりやすさを重視した啓発の強化 【強化】	・ごみ減量キャンペーンの実施 ・イベントへの出展 等	認知度の向上
	(4)転入者を対象とした啓発の強化 【強化】	・ごみ・リサイクルカレンダーの配布 ・集合住宅を管理している不動産会社との連携 ・転入者用チラシの配布 等	啓発方法の見直し検討、試行
	(5)施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化 【重点】	・既存の枠組みを活用した「見える化」事業の展開 等	「見える化」事業の強化
5. 環境教育・環境学習の推進			
	(1)小・中学校を対象とした環境教育の推進 【重点】	・ワークショップの実施 ・環境教育の実施 等	実施回数の増加、満足度の把握
	(2)町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進 【重点】	・出張講座・講習会の実施 ・施設見学会の実施 等	実施回数の増加、満足度の把握
6. 地域における3Rの推進			
	(1)ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進 【重点】	・ごみゼロ化推進員に関する広報・啓発 ・ごみゼロ化推進会議の開催支援 等	ごみゼロ化推進員の増員に向けた広報の強化
	(2)集団回収事業の支援と周知 【強化】	・集団回収に関する広報・啓発 等	団体数の増加に向けた広報の強化
	(3)商工会及び包括連携協定締結団体などとの連携の強化 【強化】	・出張講座・講習会の実施 等	実施回数の増加
7. 事業活動における3Rの推進			
	(1)事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進 【強化】	・個別指導の実施 等	個別指導の強化
	(2)事業系ごみの発生抑制の推進 【重点】	・個別指導の実施 等	排出状況の把握、個別指導の強化

計画項目	取組内容	具体的な取組 例	年度の活動目標
	(3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施 【強化】	・ 個別指導の実施 等	排出状況の把握、個別指導の強化
	(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 【強化】	・ 個別指導の実施 等	排出状況の把握、個別指導の強化
	(5) 認定事業所の周知と拡大 【強化】	・ 認定事業に関する広報・啓発 等	事業所数の増加に向けた啓発の強化
	(6) 店頭回収の推進 【強化】	・ 店頭回収に関する広報・啓発 等	店舗数の増加に向けた啓発の強化

8. 行政における3Rの推進

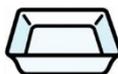
(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底 【重点】	・ 小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づく小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の策定 等	排出量削減に向けた取組の強化
(2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施 【充実】	・ 組成調査の実施 等	資源化に向けた分別状況の把握、検討
(3) 環境負荷低減の推進 【充実】	・ 低公害車導入の推進 ・ グリーン購入の推進 等	低公害車未導入の事業者に対する働きかけの強化

ごみ量削減に向けた取組事例

○マイバッグの利用
(レジ袋Lサイズ1枚：約7g)



○ばら売り・量り売りの利用
○店頭回収の利用
(トレイ1枚：約3g)



○マイボトルの利用
(テイクアウト用コーヒー紙コップ1個：約12g)



(ペットボトル1本 (500mL) : 約18g)



(2) 安全・安心・安定的な適正処理の推進

安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進、安全・安心・安定的な処理・処分の推進、廃棄物処理を支える体制の確立」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目	取組内容	具体的な取組 例
1. 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進		
	(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保 【充実】	・収集運搬体制の確保 等
	(2) ふれあい収集体制の推進 【充実】	・ふれあい収集の実施 等
2. 安全・安心・安定的な処理・処分の推進		
	(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保 【充実】	・処理・処分体制の確保 等
	(2) 中間処理量・最終処分量の削減 【充実】	・計画項目1の履行による中間処理量・最終処分量の削減 等
	(3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応 【充実】	・広報媒体を活用した最新情報の提供 ・専門業者との情報交換 等
	(4) 不法投棄防止体制の確立 【充実】	・啓発看板(不法投棄厳禁、犬のフン禁止)の配布・設置など個別案件への対応 ・定期的なパトロールの実施 等
	(5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施 【充実】	・組成分析の実施 等
3. 廃棄物処理を支える体制の確立		
	(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携 【強化】	・3市ごみ減量推進市民会議への参画 等
	(2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 【強化】	・綿密な連携による情報の共有 等
	(3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化 【強化】	・綿密な連携による情報の共有 等
	(4) 清掃関連施設の整備 【強化】	・中間処理施設を含む清掃関連施設の将来の処理機能及び再配置の計画に基づく事業の推進 等
	(5) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備 【強化】	・災害時体制の整備 ・「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集・運搬業者と継続して締結 等
	(6) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 【充実】	・コストの管理 ・情報の公開 等
	(7) 環境基金の有効活用 【充実】	・環境基金の有効活用 等

第3章 ごみ処理体制

1. 家庭系一般廃棄物

(1) 戸別収集（回収）

家庭から排出される一般廃棄物を、「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ」は家庭用指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集（回収）しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集（回収）しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集（回収）の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法	
燃やすごみ	生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙など	週2回/委託	指定収集袋（黄）	
燃やさないごみ	ゴム製品・ガラス・せともの・小型家電製品など	2週に1回/委託	指定収集袋（青）	
プラスチックごみ	プラマークの有無に関わらず材質が100%プラスチック製品のもの	週1回/委託	指定収集袋（青）	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	<申込制> 粗大ごみ処理券	
有害ごみ	乾電池・蛍光管（電球型含む）・水銀体温計・ライター類	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋	
資源物	びん	飲料用・食料品用ガラスびん	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	古紙・布	新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る
		ざつがみ、雑誌・本	週1回/委託	<u>ざつがみ</u> 雑誌の間に挟み込むか、紙袋などにまとめて入れる <u>雑誌・本</u> 紙ひもで縛る
		段ボール	週1回/委託	紙ひもで縛る
紙パック		週1回/委託	紙ひもで縛る	

分別区分	内容	回数/体制	排出方法
	シュレッダー紙	週1回/委託	透明又は半透明の袋
	布	週1回/委託	透明又は半透明の袋
	枝木・ 雑草類・ 落ち葉	2週に1回/委託	枝木 ひもで縛る 雑草類・落ち葉 45リットル以内の 透明又は半透明の袋
	生ごみ 乾燥物	週1回/直営	<申込制> 指定専用容器に入れる

(2) 拠点回収

家庭から排出される資源物の一部については、分別区分ごとに拠点回収場所へ排出された資源物を回収する拠点回収も実施しています。拠点回収を実施している資源物の分別区分などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	
資源物	食品トレイ	発泡スチロール製トレイ	週3回/委託
	紙パック	紙パック（内側が白いもののみ）	週1回/委託
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	週3回/委託・直営
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	週3回/委託
	ペットボトル キャップ	ペットボトルのキャップ	週2回/直営
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたものなど	週2回/直営
	くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月1回/直営

※ 上記のほかに地域の実情に合わせて、地域住民などの管理の下、拠点回収を実施している場合があります。

(3) 適正処理方法

家庭系一般廃棄物の適正処理方法は、以下のとおりです。

分別区分	中間処理		最終処理(処分)
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ	焼却処理 (一部事務組合)		浅川清流環境 組合可燃ごみ 処理施設 焼却灰をエコセメント化 (一部事務組合)
燃やさない ごみ	破碎・ 選別 (委託)	金属・破碎後の プラスチック 類、小型家電製 品など	中間処理場
			鉄・アルミなど金属を資源化 (民間処理施設)
			破碎後のプラスチック類などをケミ カルリサイクル又はサーマルリサイ クル(民間処理施設)
プラスチック ごみ	積替・ 選別 (委託)	容器包装リサイ クル法対象の廃 プラスチック	民間処理施設
		容器包装リサイ クル法対象外の 廃プラスチック	容器包装リサイクル法対象の廃プラ スチックを資源化(公益財団法人日 本容器包装リサイクル協会) 容器包装リサイクル法対象外の廃プラ スチックを焼却後エコセメント化 (一部事務組合)
粗大ごみ (可燃系)	破碎・ 選別 (委託)	木質家具、ふと んなど	中間処理場
			木質家具などをサーマルリサイクル (民間処理施設) ふとんを焼却後エコセメント化(一 部事務組合)
粗大ごみ (不燃系)	選別・ プレス (委託)	保管庫など大部 分が金属のもの	中間処理場
	破碎・ 選別 (委託)	上記以外の複合 素材・金属・破 碎後のプラスチ ック類など	自転車・保管庫など大部分が金属の ものを資源化(民間処理施設) 鉄・アルミなど金属を資源化 (民間処理施設) 破碎後のプラスチック類などをケミ カルリサイクル又はサーマルリサイ クル(民間処理施設)
有害ごみ	破碎・選別(委託)		中間処理場
びん	破碎・選別(委託)		民間処理施設
スプレー缶	ガス抜き・選別・破碎 (委託)		中間処理場
空き缶	選別・プレス(委託)		空缶・古紙等 処理場
金属	選別(委託)		空缶・古紙等 処理場
ペットボトル	選別・プレス(委託)		空缶・古紙等 処理場
古紙			資源化(民間処理施設)
布	選別(委託)		空缶・古紙等 処理場
枝木・雑草類・ 落ち葉	選別(委託)		民間処理施設
生ごみ乾燥物	積替・保管(直営)		空缶・古紙等 処理場

分別区分	中間処理		最終処理（処分）
	処理方法	処理場所	
トレイ	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
ペットボトル キャップ			資源化（NPO法人に寄付）
くつ・ かばん類	選別(直営)	空缶・古紙等 処理場	資源化（民間処理施設）
難再生古紙	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）

2. 事業系一般廃棄物

(1) 事業活動における3Rの推進

事業者は、自らの責任においてごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、拡大生産者責任に基づく責任を果たすとともに、事業活動において、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組まなければなりません。製品及び容器などの製造、加工並びに販売の際、それらがごみとなった場合、適正処理が困難にならないような取組が必要です。また、リサイクル推進協力店や食品ロス削減推進協力店を目指し、レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、トレイ・ペットボトル・紙パックなどの店頭回収などに取り組むことが重要です。

(2) 排出方法

事業所から排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定により許可を受けた小金井市一般廃棄物収集運搬業許可業者は、以下のとおりです。

許可業者名	所在地	電話番号
(株)アクト・エア	神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667	046-280-1112
(株)東緑化	八王子市犬目町 1077-6	042-654-2075
栄晃産業(株)	三鷹市牟礼 1-11-15	0422-48-2235
エコ丸信(株)	武蔵村山市伊奈平 2-27-5	042-520-8881
エルエス工業(株)	渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503	03-5410-3627
(株)遠藤商会	埼玉県川越市大字下赤坂 627-7	049-266-9437
(株)加藤商事	狛江市東野川 2-14-2	03-3480-5111
関東緑花(株)	立川市栄町 4-2-44	042-522-4101
(株)木下フレンド	埼玉県所沢市東所沢和田 3-1-10	04-2944-3737
(株)光栄和	国立市富士見台 1-14-2	042-574-9600
近野 正志	小平市花小金井 7-2-8	042-341-7037
斎藤商事(株)	西東京市東伏見 4-9-10	042-465-8548
相模原紙業(株)	神奈川県相模原市中央区南橋本 1-18-15	042-773-3508
(有)さとみ企画	府中市住吉町 3-52-6	042-363-6228
(株)サムズ	千葉県松戸市松飛台 286-5	047-387-0142
(株)サン・エクスプレス	国分寺市並木町 3-7-2	042-329-4320
志賀興業(株)	三鷹市新川 4-1-11	0422-47-1414
(株)植寿園	府中市朝日町 1-20	042-365-6253

許可業者名	所在地	電話番号
(株)総合整備	杉並区上荻 1-22-8	03-5347-2910
太誠産業(株)	豊島区南池袋 3-14-11 中町ビル	03-3989-0098
高杉商事(株)	小平市上水本町 4-8-12	042-321-2682
(株)田邊商店	立川市一番町 5-5-1	042-520-0075
(株)調布清掃	調布市深大寺東町 5-8-1	042-485-1166
(株)トーホークリーン	渋谷区東 4-9-18-204	03-5466-8923
(株)トリデ	府中市西原町 4-17-53	042-576-9750
中川産業(株)	立川市富士見町 1-2-6	042-529-3491
(株)根本造園	東久留米市南町 1-5-4	042-461-8142
比留間運送(株)	武蔵村山市中央 2-18-3	042-565-1336
福田幸夫 (福田商会)	小金井市貫井北町 1-7-33 (福田商会事務所)	042-382-1230
(株)フクヤサービス	調布市富士見町 1-8-56	042-488-4469
(有)古川新興	府中市是政 3-65-1	042-365-2231
(株)武蔵野	中野区弥生町 2-50-8	03-5340-7647
(有)屋満登興業	三鷹市中原 2-14-10	0422-49-3503
(株)吉野清掃	調布市布田 5-24-1	042-483-6259

※ 令和元年12月末現在

ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業系一般廃棄物を事業用指定収集袋を使用して排出することができます。粗大ごみについては、市では収集していません。なお、資源物のうち古紙、枝木・雑草類・落ち葉については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。また、排出された事業系一般廃棄物は、家庭系一般廃棄物と併せて収集(回収)していることから、家庭系一般廃棄物に準じて適正処理を行っています。1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所が、事業用指定収集袋を使用して排出する場合の分別区分、排出方法は、次のとおりです。

分別区分		排出方法
燃やすごみ		事業用指定収集袋（赤）（紙おむつ含む。）
燃やさないごみ		事業用指定収集袋（青）
プラスチックごみ		事業用指定収集袋（青）
粗大ごみ		市では収集していません
有害ごみ		事業用指定収集袋（青）
資源物	びん	
	スプレー缶	
	空き缶	
	金属	
	ペットボトル	
	布	
	古紙	家庭から通常排出される程度の量を排出することができる (例)・シュレッダー紙（45L 以内の透明又は半透明の袋、1 回に 2 袋まで） ・段ボール（みかん箱サイズを目安とする、1 回に 5 枚程度まで）
	枝木・雑草類・ 落ち葉	3 束（袋）まで排出することができる <u>枝木</u> ：ひもで縛る、 <u>雑草類</u> ：透明又は半透明の袋、 <u>落ち葉</u> ：透明又は半透明の袋

（3）適正処理方法

事業所から排出される一般廃棄物は、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、一般廃棄物処理施設にて処分し、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬させ、市長が指定した場所もしくは一般廃棄物処理施設（オリックス資源循環株式会社（埼玉県寄居町）、株式会社アルフォ（大田区）、バイオエナジー株式会社（大田区）、株式会社ジェイ・アール・エス（埼玉県所沢市）、有限会社ブライトピック（千葉県旭市）、株式会社フジコー（千葉県白井市）、エルエス工業株式会社（栃木県那須塩原市）、太誠産業株式会社（江東区、神奈川県愛川町）、株式会社Jバイオフードリサイクル（神奈川県横浜市）、株式会社アクト・エア（神奈川県愛川町）など）にて適正に処理しなければなりません。

第4章 ごみ処理施設に関する事項

1. 可燃ごみ処理施設

本市の可燃ごみについては、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、本市）において、令和2年（2020年）4月から共同処理を行っています。

- (1) 施設名称：浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設
- (2) 所在地：東京都日野市石田1-210-2
- (3) 処理能力：約228t/日（全連続燃焼式ストーカ炉）

2. 不燃・粗大ごみ処理施設

燃やさないごみと粗大ごみを破碎・選別処理をしている小金井市中間処理場は、平成18年度及び平成19年度に臭気対策を第一義におおむね10年間の稼働に耐え得るように大規模改修工事を行いました。昭和61年12月の稼働以来30年以上が経過し、施設全体の老朽化が進んでいます。本施設は、事務所棟にて見学者コース及び展示品の充実を図り、環境教育・環境学習にも役立つ施設としています。

- (1) 施設名称：小金井市中間処理場
- (2) 所在地：小金井市貫井北町1-8-25
- (3) 処理能力：30t/5h（型式：高速回転複合式縦型破碎機）

※ 平成29年度に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、二枚橋焼却場跡地に、不燃・粗大ごみの積替え・保管施設を整備し、令和3年（2021年）度中の稼働を目指しています。また、中間処理場には、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源物処理施設を整備し、令和6年（2024年）度中の稼働開始を目指しています。

3. 最終処分場・エコセメント化施設

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合において、平成18年（2006年）から稼働している東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクルすることで、二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化が図られています。なお、平成30年（2018年）度以降は、構成団体が埋立ごみの搬入を行っていません。

- (1) 施設名称：二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設
- (2) 所在地：東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内

第5章 動物の死体処理について

1. 市へ届け出るもの

占有者が、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できない時は、市に届け出る必要があります。

2. 市が収集するもの

- (1) 市に処理申込みがあったペットの死体
- (2) 飼い主不明の犬、猫などの死体（公有地にあるものに限る。）

3. 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

第6章 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

1. 市が収集しない一般廃棄物について

(1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン

(家電リサイクル法に基づき販売店により回収)

(2) パソコン

(資源有効利用促進法に基づきメーカーにより自主回収または、資源有効利用促進法の認定事業者による宅配回収)

(3) 適正処理困難物又はそれに準ずるもの

ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングの球、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料、ペット用トイレ砂（燃やせる素材のものは除く。）、フロンガスを使用している製品など

(危険及び有害などで市の施設では適正処理できないため、市民及び関係事業者の協力を得て専門の処理業者により回収・処理)

(4) オートバイ

(メーカーにより自主回収)

(5) 在宅医療に伴う注射器・注射針

(市内薬局により自主回収)

2. 処理方法の変更

天候その他の特別な事情がある時は、収集運搬及び処分の方法を変更することがあります。

3. 災害廃棄物について

「小金井市災害廃棄物処理計画」にて、がれきの仮置き場に関する考え方を示しています。

第7章 生活排水処理について

1. 収集運搬

生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）の収集運搬に関する事項は、以下のとおりです。

し尿及び 浄化槽汚泥	収集運搬 推計量 (KL/年)	収集地域	収集回数	収集方法
	107	市内全域	随 時	バキューム車による収集(委託)

2. 処理

本市で発生する生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）は、武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市の5市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理します。構成市における公共下水道の普及に伴い、湖南衛生組合し尿処理施設への、し尿搬入量は年々減少しています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

- (1) 施設名称：湖南衛生組合し尿処理施設
- (2) 所在地：武蔵村山市大南5-1
- (3) 処理能力：4.1KL/日
- (4) 処理方式：前処理希釈方式

別紙 令和2年（2020年）度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図

